

香美市介護人材確保支援事業助成金の申請手続きについて

概要

香美市では、介護職員の確保のため介護サービス事業所が負担する介護職員初任者研修の受講に要する費用を助成します。

1 助成の対象となる事業者

香美市に所在する訪問介護事業所を運営する介護サービス事業者を対象とします。

ただし、本助成の申請に係る研修の受講費用等について、他に補助金等を受けている場合は、対象外となります。

2 対象となる経費

- (1) 介護サービス事業者が、研修事業者に直接支払った助成対象となる介護職員の受講費用（必須テキスト代及び実習費を含み、交通費、振込手数料、補講料、追加受験料等を除く。）
- (2) 助成対象となる介護職員が負担した受講費用に対して、介護サービス事業者が支払った支給金（給与、賃金、諸手当等と明確に区分して支給した場合に限る。）等

3 対象となる経費の支払い期間

- (1) 介護サービス事業者が研修事業者に受講費用を直接支払う場合、受講費用の支払いは令和7年4月1日から令和8年3月31日までに完了していること。
- (2) 助成対象となる介護職員が負担した受講費用に対して、介護サービス事業者が支給金等を支払う場合、支給金等の支払いは令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に完了していること。

4 申請期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※予算額を超える申請があった場合は先着順とし、申請書受付を終了する場合があります。

5 介護職員に係る要件

- (1) 令和7年4月1日以降に介護職員初任者研修を受講し、申請時において介護職員初任者研修を修了していること。
- (2) 申請時において、香美市に所在する訪問介護事業所に介護職員として所属し、かつ、3か月以上継続して就労しており、申請後も同事業所に継続して勤務することが予定されていること。
- (3) 香美市に所在する訪問介護事業所を運営する介護サービス事業者と直接雇用契約を締結していること。（派遣職員は対象外）
- (4) 当該助成の申請に係る受講費用について、他に補助金等を受けていないこと。

注1 「介護職員として3か月以上継続して就労していること」

「従事者の勤務体制及び勤務形態一覧表」において、規則的な勤務の予定が組まれていることを基本とします。（週単位のシフトが基本ですが、月単位の変形労働時間制なども認められます。）また、当該訪問介護事業所以外の事業所で行う勤務に要する時間が、当該訪問介護事業所における勤務時間を上回る場合、対象外とします。

注2 他の職種と兼務している場合も注1の要件を満たす介護職員であれば対象とします。

6 助成金額

介護職員初任者研修受講費用（支給金等）上限5万円／1人（1,000円未満の端数を切捨て）

※助成金支給後に、当該助成の申請に係る受講費用等について、他の補助、助成または還付等があった場合は、香美市に報告してください。当該助成金について返還を求める場合があります。（消費税の確定申告における仕入控除額の報告等については別途通知します。）

7 申請手続きの流れ

（1） 助成の要件を満たした場合「香美市介護人材確保支援事業助成金交付申請書」を介護保険係に提出してください。

【添付書類】

- ① 受講した介護職員の就労証明書（別紙1）
- ② 研修事業者が発行する修了証明書の写し
- ③ 支払関係書類（領収書等）の写し
- ④ 受講料、テキスト代等の内訳がわかる書類（研修案内等）
- ⑤ 雇用契約書の写し
- ⑥ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（申請日が属する月のもの）

※受講者が直接研修事業者に支払った受講費を受講者に支給した場合は、支給明細書の写しを添付し、受講者に申請書指定の欄へ他の補助金等を受けていない旨の署名をもらってください。

【申請書の提出先】

〒782-8501

香美市土佐山田町宝町1丁目2-1

香美市高齢介護課介護保険係

※郵送または窓口（本庁舎1階4番窓口）に直接提出して下さい。

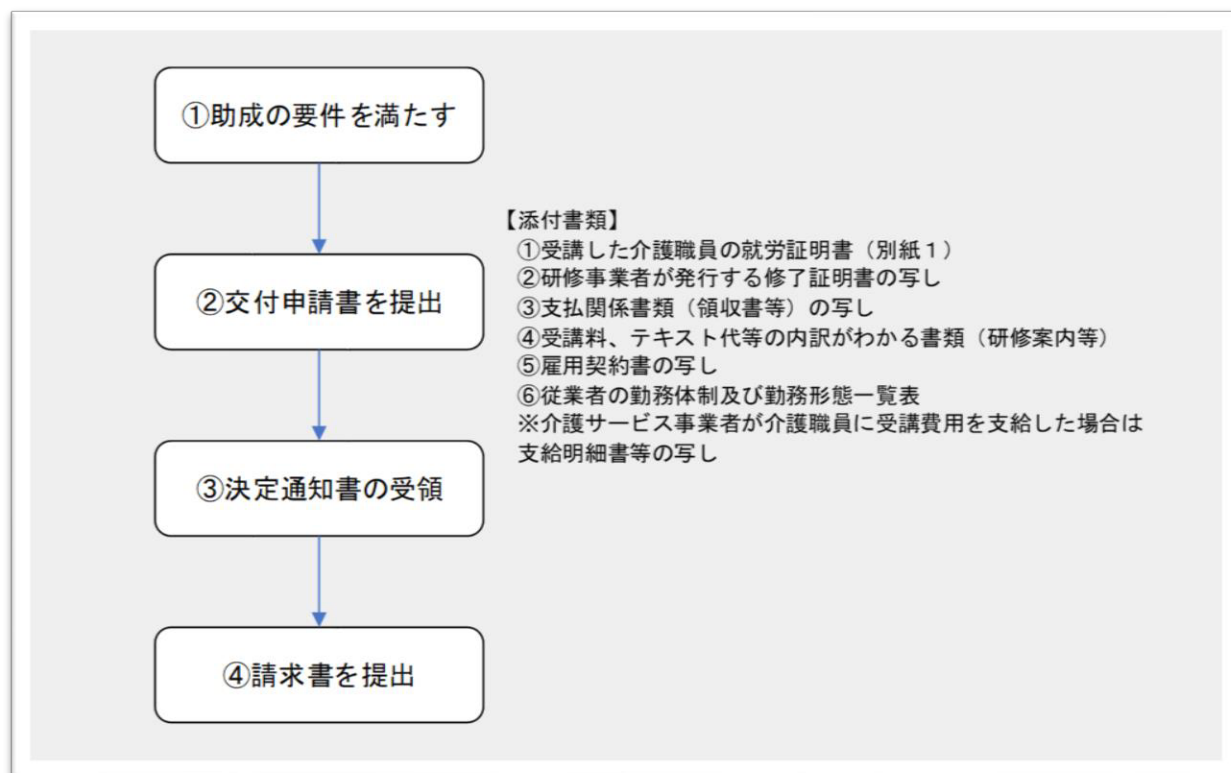
（2） 審査の上、「香美市介護人材確保支援事業助成金交付（不交付）決定通知書」により審査結果を通知します。

（3） 「香美市介護人材確保支援事業助成金交付決定通知書」が届いたら、「香美市介護人材確保支援事業助成金交付請求書」を介護保険係に提出してください。

（4） 香美市から助成金が支払われます。

※各様式については、香美市ホームページからダウンロードしてください。

8 申請手続きフロー図



【助成の要件の要約】

- ① 介護職員初任者研修の修了日が令和７年４月１日以降である。
- ② 介護サービス事業者が受講費用・支給金等を負担している。
- ③ 令和８年３月３１日までに、受講費用・支給金等の支払いが完了している。
- ④ 申請時において、香美市内の訪問介護事業所に介護職員として所属し、かつ、３か月以上継続して就労しており、申請後も同事業所に継続して勤務することが予定されている。
- ⑤ 香美市に所在する訪問介護事業所を運営する介護サービス事業者と直接雇用契約を締結している。（派遣職員は対象外）
- ⑥ 当該助成の申請に係る受講費用について、他に補助金等を受けていない。

9 消費税等に係る税額控除の報告について

消費税及び地方消費税の確定申告書を税務署に提出したら、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額等報告書」を市に提出してください。報告内容により、助成金の一部を返還してもらう場合があります。

【問合せ先】 香美市高齢介護課 介護保険係 TEL0887-52-9280